

簡目

第一章 緒論.....	1
第一節 研究背景與動機.....	1
第二節 研究方法與範圍.....	6
第三節 本文架構.....	7
第二章 日本不當勞動行為制度之基本概念與不利益待遇之要件.....	9
第一節 日本不當勞動行為制度之基本概念.....	9
第一項 不當勞動行為制度之意義與類型.....	9
第一款 不當勞動行為制度之意義.....	9
第二款 不當勞動行為之類型與相互關係.....	11
第二項 不當勞動行為制度之沿革.....	15
第一款 第二次世界大戰前勞動組合法草案.....	16
第二款 1945(昭和20)年舊勞動組合法.....	17
第三款 1949(昭和24)年勞動組合法修正.....	18
第四款 2004(平成16)年勞動組合法修正.....	19
第三項 不當勞動行為制度之目的與性質.....	22
第一款 不當勞動行為制度之目的.....	22
第二款 不當勞動行為禁止規定之性質.....	26
第三款 本文見解.....	28
第四項 不當勞動行為之主體與客體.....	31
第一款 不當勞動行為之主體.....	31
第二款 不當勞動行為之客體.....	48
第二節 日本不利益待遇之要件.....	56
第一項 不利益待遇之原因.....	56
第一款 身為工會之會員.....	56
第二款 欲加入或組成工會.....	58
第三款 工會之正當行為.....	59
第四款 參與勞動委員會的程序.....	71
第二項 不當勞動行為意思.....	71
第一款 不當勞動行為意思之意義.....	72
第二款 誤信.....	75
第三款 處分理由之競合.....	78
第四款 第三人之強行要求.....	82
第三節 小結.....	84
第三章 不利益待遇之態樣.....	85
第一節 「不利益」之判斷標準.....	85
第二節 對於勞動契約關係之不利益待遇.....	89
第一項 勞動契約成立上之不利益.....	89
第一款 黃犬契約.....	89
第二款 拒絕錄用.....	93
第二項 勞動契約存續中之不利益.....	106

第一款	工資與其他金錢給付之差別待遇.....	107
第二款	昇格、昇任.....	119
第三款	調職.....	121
第四款	懲戒.....	127
第五款	精神上之不利益.....	131
第三項	勞動契約終止上之不利益.....	136
第一款	解僱.....	136
第二款	合意終止與強迫辭職.....	156
第三款	定期勞動契約之拒絕更新.....	158
第四款	試用期間後拒絕採用為正式員工.....	159
第三節	對於勞工進行工會活動上之不利益.....	161
第一項	對於勞工進行工會活動上之不利益是否構成勞動組合法第七條第一款？.....	161
第二項	對於工會幹部加以晉升（榮轉）.....	162
第四節	對於勞工私生活上之不利益.....	164
第五節	小結.....	167
第四章	我國「不當勞動行為制度」之形成、運作與未來發展.....	169
第一節	我國「不當勞動行為制度」之形成.....	169
第一項	我國「不當勞動行為制度」之內容.....	169
第二項	我國「不當勞動行為制度」之缺陷.....	171
第二節	我國「不當勞動行為制度」之運作.....	174
第一項	法院判決之類型化.....	174
第一款	解僱.....	175
第二款	調職.....	223
第三款	懲戒.....	227
第四款	升職.....	232
第二項	對於法院判決之觀察與分析.....	234
第一款	整體觀察.....	234
第二款	個別觀察.....	237
第三款	小結.....	243
第三節	我國「不當勞動行為制度」之未來發展.....	244
第五章	結語.....	249

詳目

第一章 緒論.....	1
第一節 研究背景與動機.....	1
第二節 研究方法與範圍.....	6
第三節 本文架構.....	7
第二章 日本不當勞動行為制度之基本概念與不利益待遇之要件.....	9
第一節 日本不當勞動行為制度之基本概念.....	9
第一項 不當勞動行為制度之意義與類型.....	9
第一款 不當勞動行為制度之意義.....	9
第二款 不當勞動行為之類型與相互關係.....	11
一、不當勞動行為之類型.....	11
(一)日本勞動組合法第七條之規定.....	11
(二)學說見解.....	13
二、勞組法第七條各款之相互關係.....	14
(一)概括規定說.....	14
(二)列舉規定說.....	14
(三)檢討.....	15
第二項 不當勞動行為制度之沿革.....	15
第一款 第二次世界大戰前勞動組合法草案.....	16
第二款 1945(昭和20)年舊勞動組合法.....	17
第三款 1949(昭和24)年勞動組合法修正.....	18
第四款 2004(平成16)年勞動組合法修正.....	19
第三項 不當勞動行為制度之目的與性質.....	22
第一款 不當勞動行為制度之目的.....	22
一、團結權保護說.....	22
二、秩序維持說.....	23
三、團交重視說.....	24
四、最高裁判所之見解.....	25
第二款 不當勞動行為禁止規定之性質.....	26
一、團結權保護說之見解.....	26
二、秩序維持說之見解.....	27
三、團交重視說之見解.....	27
四、最高裁判所之見解.....	28
第三款 本文見解.....	28
第四項 不當勞動行為之主體與客體.....	31
第一款 不當勞動行為之主體.....	31
一、「雇主」的基本概念.....	31
二、雇主概念的向外擴張(作為行為主體之雇主).....	35
(一)外來勞工利用型.....	35
(二)勞動關係切斷型.....	38
1、解僱、採用拒絕.....	38

2、企業組織變動.....	39
(1) 偽裝解散.....	39
(2) 合併.....	39
(3) 讓渡.....	39
(4) 分割.....	40
A、JR 採用差別事件.....	40
B、2000 年商法改正與勞動契約承繼法之制定....	43
3、破產.....	43
(三) 支配從屬型.....	43
三、雇主概念的向內擴張（作為歸責主體之雇主）.....	45
(一) 法人的代表者.....	45
(二) 管理職等雇主利益代表者.....	45
(三) 下級幹部.....	45
(四) 一般勞工.....	48
第二款 不當勞動行為之客體.....	48
一、工會.....	48
(一) 工會之要件與定義.....	48
(二) 管理職工會.....	50
(三) 一時性團體（爭議團等）.....	53
二、勞工.....	54
第二節 日本不利益待遇之要件.....	56
第一項 不利益待遇之原因.....	56
第一款 身為工會之會員.....	56
第二款 欲加入或組成工會.....	58
第三款 工會之正當行為.....	59
一、工會之行為.....	59
(一) 工會本身的團結權行使活動.....	59
(二) 勞工個人的團結權行使活動.....	64
二、正當性.....	67
(一) 正當性的判斷標準.....	67
(二) 企業內之工會活動與雇主之忍受義務論、企業秩序論....	68
第四款 參與勞動委員會的程序.....	71
第二項 不當勞動行為意思.....	71
第一款 不當勞動行為意思之意義.....	72
一、主觀要件說.....	72
二、客觀要件說.....	73
二、小結.....	73
第二款 誤信.....	75
一、事實之誤信.....	75
二、評價之誤信.....	76
三、小結.....	77
第三款 處分理由之競合.....	78

一、學說爭議.....	78
二、實務見解.....	80
三、小結.....	81
第四款 第三人之強行要求.....	82
第三節 小結.....	84
第三章 不利益待遇之態樣.....	85
第一節 「不利益」之判斷標準.....	85
第二節 對於勞動契約關係之不利益待遇.....	89
第一項 勞動契約成立上之不利益.....	89
第一款 黃犬契約.....	89
一、黃犬契約之意義與法理.....	89
二、黃犬契約之態樣.....	90
三、黃犬契約與勞動組合法第七條第一款但書.....	91
第二款 拒絕錄用.....	93
一、當事人間過去沒有僱用關係存在(新採用拒絕).....	93
(一)學說爭議.....	93
1、否定說.....	93
2、肯定說.....	94
3、小結.....	95
(二)實務見解.....	95
1、三菱樹脂事件：雇主採用自由之尊重.....	95
2、JR採用差別事件.....	96
3、醫療法人財團青山會事件.....	98
(三)救濟方式.....	100
二、當事人間過去有僱用關係存在，且雇主未變更(再採用拒絕).....	100
(一)季節勞工.....	101
(二)屆齡退休後的再僱用拒絕.....	102
三、當事人間過去有僱用關係存在，但雇主有所變更(營業讓渡).....	103
第二項 勞動契約存續中之不利益.....	106
第一款 工資與其他金錢給付之差別待遇.....	107
一、以勞工進行爭議行為為由之工資扣減.....	107
二、加班之差別待遇.....	108
三、人事考核、工資核定之差別待遇(查定差別).....	109
(一)查定差別之發生.....	109
(二)大量觀察方式之意義與應用.....	110
(三)勞動條件之個別化與大量觀察方式之修正.....	113
(四)大量觀察方式與證物提出命令.....	114
(五)個別證明與個別審查.....	115
(六)救濟命令之內容.....	115
(七)查定差別與繼續行為.....	117
1、繼續行為之意義.....	117
2、查定差別是否為繼續行為？.....	118

第二款	昇格、昇任.....	119
一、	昇格、昇任之不利益性的認定.....	119
二、	昇格、昇任之不利益待遇的救濟.....	120
第三款	調職.....	121
一、	調職與業務上之必要性、不當之動機.....	122
二、	調職的不利益性.....	125
三、	救濟之內容.....	127
第四款	懲戒.....	127
一、	正當之工會活動與懲戒.....	128
二、	爭議行為與懲戒.....	129
三、	未直接造成經濟利益損害之懲戒.....	130
第五款	精神上之不利益.....	131
一、	精神上之不利益的意義.....	131
二、	精神上之不利益的證明.....	132
三、	精神上之不利益的救濟.....	133
第三項	勞動契約終止上之不利益.....	136
第一款	解僱.....	136
一、	解僱權濫用法理與不當勞動行為.....	136
(一)	於司法救濟中之適用.....	137
(二)	於行政救濟中之適用.....	139
二、	企業組織變動與解僱.....	140
(一)	解散.....	141
1、	偽裝解散.....	141
2、	真實解散.....	142
(1)	解散決議有效說.....	142
(2)	解散決議無效說.....	143
(3)	小結.....	145
3、	從屬企業之解散與法人格否認法理.....	146
(二)	合併.....	148
(三)	分割.....	149
(四)	營業讓渡.....	149
三、	back pay 與中間收入之扣除.....	149
(一)	行政救濟.....	150
1、	1962年之在日米軍東京調達庁支部事件.....	150
2、	1977年之第二鳩タクシー(Taxi)事件.....	150
3、	學說對於第二鳩タクシー(Taxi)事件之批判.....	151
4、	あけぼの(Akebono-Taxi)タクシー事件.....	152
5、	學說對於あけぼの(Akebono-Taxi)タクシー事件之最高裁判所判決的批判.....	153
6、	本文見解.....	154
(二)	司法救濟.....	155
第二款	合意終止與強迫辭職.....	156

第三款	定期勞動契約之拒絕更新.....	158
第四款	試用期間後拒絕採用為正式員工.....	159
第三節	對於勞工進行工會活動上之不利益.....	161
第一項	對於勞工進行工會活動上之不利益是否構成勞動組合法第七條第一款.....	161
第二項	對於工會幹部加以晉升（榮轉）.....	162
第四節	對於勞工私生活上之不利益.....	164
第五節	小結.....	167
第四章	我國「不當勞動行為制度」之形成、運作與未來發展.....	169
第一節	我國「不當勞動行為制度」之形成.....	169
第一項	我國「不當勞動行為制度」之內容.....	169
第二項	我國「不當勞動行為制度」之缺陷.....	171
第二節	我國「不當勞動行為制度」之運作.....	174
第一項	法院判決之類型化.....	174
第一款	解僱.....	175
一、	虧損或業務緊縮（勞基法第十一條第二款）.....	175
[1]	瑞盟行銷（義美食品）事件.....	176
[2]	張照碧 VS 大同公司事件.....	177
[3]	遠東航空事件.....	178
[4]	台灣機械事件.....	178
[5]	林進昆 VS 基隆汽車客運事件.....	179
[6]	士林紙業事件.....	180
[7]	華新科技事件.....	181
[8]	厚生事件.....	181
[9]	秋雨印刷事件.....	183
[10]	信立化學事件.....	183
[11]	麗嘉科技事件.....	184
二、	不能勝任工作（勞基法第十一條第五款）.....	184
（一）	因參與工會或從事工會活動之故.....	186
[12]	白正憲 VS 大同事件.....	186
[13]	中國航運運輸事件.....	189
[14]	台灣永和化成工業事件.....	189
（二）	因考績不良或不盡責之故.....	191
[15]	南亞塑膠工業事件.....	191
[16]	華新科技事件.....	192
[17]	新光人壽事件.....	192
[18]	國光汽車客運事件.....	193
三、	實施暴行或有重大侮辱之行為（勞基法第十二條第一項第二）.....	193
[19]	台灣船舶廠事件.....	194
[20]	台北銀行事件.....	195
[21]	新光合成纖事件.....	196
[22]	江重儀 VS 圓山飯店事件.....	197

[23]廖繼台 VS 尊龍汽車客運事件.....	197
[24]高雄果菜運銷事件.....	198
四、勞工違反工作規則情節重大(勞基法第十二條第一項第四款).....	198
(一)因進行爭議行為或從事工會活動之故.....	198
[25]李炳盛 VS 統聯汽車客運事件.....	199
[26]台灣普利司通事件.....	201
[27]佳鼎科技事件.....	202
[28]豐達羊毛事件.....	204
[29]廖繼台 VS 尊龍汽車客運事件.....	205
[30]高雄果菜運銷事件.....	206
[31]碧悠電子工業事件.....	206
(二)因於預告解僱期間曠職之故.....	206
[32]秋雨印刷事件.....	207
(三)因其他個人行為或因素之故.....	207
[33]台灣杜邦事件.....	207
[34]摩托羅拉電子事件.....	209
[35]王炘炘 VS 統聯客運事件.....	209
[36]東和紡織印染事件.....	210
[37]毛國銓 VS 尊龍汽車客運事件.....	211
五、故意損耗機器、工具、原料、產品，或其他雇主所有物品，致雇主受有損害(勞基法第十二條第一項第五款).....	212
[38]李炳盛 VS 統聯汽車客運事件.....	212
六、無正當理由連續曠工三日(勞基法第十二條第一項第六款).....	213
(一)一般勞工.....	213
[39]毛青潭 VS 圓山飯店事件.....	213
[40]基隆客運事件.....	214
[41]華阿龍與劉志強 VS 基隆汽車客運事件.....	215
[42]東和紡織印染事件.....	216
[43]國光汽車客運事件.....	216
(二)公務員兼具勞工身分者.....	216
[44]台灣銀行總行事件.....	217
七、定期勞動契約屆滿，不再續約.....	217
[45]三通裝卸事件.....	218
[46]高雄醫學大學附設中和紀念醫院事件.....	218
[47]國際合作發展基金會事件.....	219
[48]台北縣政府事件.....	220
八、勸告解僱與合意終止.....	220
(一)主張意思表示瑕疵.....	221
[49]高雄銀行事件.....	221
[50]新竹汽車客運事件.....	222
(二)主張未達成合意.....	222
[51]台達化工事件.....	223

第二款	調職.....	223
	[52]自來水公司北區工程處事件.....	224
	[53]林進昆 VS 基隆汽車客運事件.....	225
	[54]東和紡織印染事件.....	226
第三款	懲戒.....	227
一、	記過.....	227
	[55]豐達電機事件.....	227
	[56]兆豐銀行事件.....	228
二、	降調.....	230
	[57]台灣杜邦事件.....	230
	[58]華阿龍與劉志強 VS 基隆汽車客運事件.....	230
三、	減發津貼、獎金.....	231
	[59]益華事件.....	231
第四款	升職.....	232
	[60]華僑商業銀行事件.....	233
第二項	對於法院判決之觀察與分析.....	234
第一款	整體觀察.....	234
一、	對於當事人主張及法院判決內容之觀察.....	234
二、	對於案例數量及類型之觀察.....	235
第二款	個別觀察.....	237
	[1]瑞盟行銷(義美食品)事件.....	237
	[2]張照碧 VS 大同事件.....	237
	[12]白正憲 VS 大同事件.....	238
	[14]台灣永和化成工業事件.....	238
	[28]豐達羊毛事件.....	238
	[34]摩托羅拉電子事件.....	239
	[40]基隆客運事件.....	239
	[45]三通裝卸事件.....	239
	[46]高雄醫學大學附設中和紀念醫院事件.....	240
	[52]自來水公司北區工程處事件.....	241
	[55]豐達電機事件.....	241
	[60]華僑商業銀行事件.....	242
第三款	小結.....	243
第三節	我國「不當勞動行為制度」之未來發展.....	244
第五章	結語.....	249

文獻略稱

中文文獻（按略稱後之筆劃排序）

- 1、吳永發＝吳永發，『日本不當勞動行為制度之研究』（輔仁大學法律學研究所碩士論文，1995年6月）。
- 2、黃程貫＝黃程貫，『勞動法（修訂再版）』（國立空中大學，1997年5月）。
- 3、黃越欽＝黃越欽，『勞動法新論（修訂三版）』（翰蘆，2006年9月）。
- 4、臺灣勞動法學會＝臺灣勞動法學會編，『勞動基準法釋義－施行二十年之回顧與展望』（新學林，2005年5月）。
- 5、劉志鵬＝劉志鵬，『勞動法解讀』（元照，1996年1月）。
- 6、薛進坤＝薛進坤，『我國不當勞動行為法規範之探討』（政治大學勞工研究所碩士論文，1998年1月）。

日文文獻（按略稱後之五十音排序）

判例集

- 1、刑集＝最高裁判所判例集刑事判例集
- 2、判時＝判例時報
- 3、判夕＝判例タイムズ
- 4、民集＝最高裁判所判例集民事判例集
- 5、命令集＝不當勞動行為事件命令集
- 6、勞民集＝勞動關係民事裁判例集
- 7、別冊中勞時＝中央勞動時報別冊
- 8、勞經速＝勞動經濟判例速報
- 9、勞旬＝勞動法律旬報
- 10、勞判＝勞動判例

一般書籍

- 1、青木、金子＝青木宗也、金子征史，『勞動關係法（改訂版）』（日本評論社，1994年6月）。
- 2、石井＝石井照久，『新版勞働法（第三版）』（弘文堂，1973年5月）。
- 3、石川＝石川吉右衛門，『勞働組合法』（有斐閣，1978年10月）。
- 4、大內＝大內伸哉，『勞働法實務講義（第二版）』（日本法令，2005年10月）。
- 5、片岡、大沼＝片岡昇、大沼邦博，『勞働団体法上卷』（青林書院，1992年1月）。
- 6、片岡、村中＝片岡昇著、村中孝史補訂，『勞働法（1）－總論・勞働団体法（第四版）』（有斐閣，2007年6月）。
- 7、菊池、林＝菊池勇夫、林迪廣，『全訂勞働組合法（第二版）』（有斐閣，1984

- 年2月)。
- 8、岸井(上)＝岸井貞男，『不当労働行為の法理論－不当労働行為の原理(上)』(総合労働研究所，1978年4月)。
 - 9、岸井(下)＝岸井貞男，『団結活動と不当労働行為－不当労働行為の原理(下)』(総合労働研究所，1978年4月)。
 - 10、久保、浜田＝久保敬治、浜田富士郎，『労働法』(ミネルヴァ書房，1993年5月)。
 - 11、『現代講座第7巻』＝日本労働法学会編，『現代労働法講座第7巻－不当労働行為Ⅰ』(総合労働研究所，1982年2月)。
 - 12、『現代講座第8巻』＝日本労働法学会編，『現代労働法講座第8巻－不当労働行為Ⅱ』(総合労働研究所，1982年4月)。
 - 13、『講座第2巻』＝日本労働法学会編，『労働法講座第2巻－団結権及び不当労働行為』(有斐閣，1956年10月)。
 - 14、『講座21世紀第1巻』＝日本労働法学会編，『講座21世紀の労働法第1巻－21世紀労働法の展望』(有斐閣，2000年5月)。
 - 15、『講座21世紀第8巻』＝日本労働法学会編，『講座21世紀の労働法第8巻－利益代表システムと団結権』(有斐閣，2000年5月)。
 - 16、小西、渡辺、中嶋＝小西國友、渡辺章、中嶋士元也，『労働関係法(第五版)』(有斐閣，2007年1月)。
 - 17、近藤＝近藤昭雄，『労働法Ⅰ』(中央大学出版部，2003年4月)。
 - 18、下井＝下井隆史，『労使関係法』(有斐閣，1995年5月)。
 - 19、『新講座第6巻』＝日本労働法学会編，『新労働法講座第6巻－不当労働行為』(有斐閣，1967年6月)。
 - 20、菅野＝菅野和夫，『労働法(第八版)』(弘文堂，2008年4月)。
 - 21、角田、毛塚、脇田＝角田邦重、毛塚勝利、脇田滋編，『新現代労働法入門(第三版)』(法律文化社，2005年6月)。
 - 22、角田、西谷、菊池＝角田邦重、西谷敏、菊池高志，『労働法講義2』(有斐閣，1985年8月)。
 - 23、『争点(新版)』＝蓼沼謙一、横井芳弘、角田邦重編，『労働法の争点(新版)』(有斐閣，1990年11月)。
 - 24、『争点(三版)』＝角田邦重、毛塚勝利、浅倉むつ子，『労働法の争点(第三版)』(有斐閣，2004年12月)。
 - 25、『大系第4巻』＝石井照久、有泉亨編，『労働法大系第4巻－不当労働行為』(有斐閣，1963年7月)。
 - 26、塚本＝塚本重頼，『不当労働行為の認定基準』(総合労働研究所，1989年3月)。
 - 27、土田＝土田道夫，『労働法概説』(弘文堂，2008年4月)。
 - 28、東大＝東京大学労働法研究会，『注釈労働組合法上巻』(有斐閣，1980年12月)、『注釈労働組合法下巻』(有斐閣，1982年12月)。
 - 29、道幸，『ルール』＝道幸哲也，『労使関係のルール』(労働旬報社，1995年2月)。
 - 30、道幸，『行政救済法理』＝道幸哲也，『不当労働行為の行政救済法理』(信

- 山社，1998年10月)。
- 31、**道幸**、『**基本構造**』＝道幸哲也，『**不当労働行為法理の基本構造**』（北海道大学図書刊行会，2002年7月）。
 - 32、**道幸**、『**成立要件**』＝道幸哲也，『**不当労働行為の成立要件**』（信山社，2007年7月）。
 - 33、**中窪、野田、和田**＝中窪裕也、野田進、和田肇，『**労働法の世界（第七版）**』（有斐閣，2007年4月）。
 - 34、**中山等**＝中山和久、深山喜一郎、宮本安美、本田尊正、岸井貞男、伊藤博義、萬井隆令，『**注釈労働組合法・労働関係調整法**』（有斐閣，1989年2月）。
 - 35、**西谷**＝西谷敏，『**労働組合法（第二版）**』（有斐閣，2006年11月）。
 - 36、**橋詰**＝橋詰洋三，『**実務労働法Ⅱ**』（全国労働基準関係団体連合会，2005年11月）。
 - 37、『**百選（六版）**』＝山口浩一郎、菅野和夫、西谷敏編『**労働判例百選（第六版）**』（有斐閣，1995年10月）。
 - 38、『**百選（七版）**』＝菅野和夫、西谷敏、荒木尚志編，『**労働判例百選（第七版）**』（有斐閣，2002年11月）。
 - 39、**本多等**＝本多淳亮、片岡昇、岸井貞男、桑原昌宏、三島宗彦、橋詰洋三、初井常喜、森本弥之介、窪田隼人，『**共同研究労働法2-不当労働行為論**』（法律文化社，1969年12月）。
 - 40、**本多**＝本多淳亮『**労働組合法講話**』（青林書院，1988年1月）。
 - 41、**本田**＝本田尊正『**不当労働行為（改訂版）**』（同文館，1978年2月）。
 - 42、**外尾**＝外尾健一，『**労働団体法**』（筑摩書房，1975年9月）。
 - 43、**水町**＝水町勇一郎，『**労働法（二版）**』（有斐閣，2008年3月）。
 - 44、**初井**＝初井常喜『**経営秩序と組合活動－不当労働行為の法理**』（総合労働研究所，1965年5月）。
 - 45、**盛**＝盛誠吾『**労働法総論・労使関係法**』（新世社，2000年5月）。
 - 46、**安枝、西村**＝安枝英諄、西村健一郎『**労働法（第九版）**』（有斐閣，2006年3月）。
 - 47、**山川**＝山川隆一，『**雇用関係法（第三版）**』（新世社，2003年10月）。
 - 48、**山口**＝山口浩一郎『**労働組合法（第二版）**』（有斐閣，1996年3月）。
 - 49、**萬井、西谷編**＝萬井隆令、西谷敏編『**労働法Ⅰ－集团的労働関係法－（第三版）**』（法律文化社，2006年4月）。